



Załącznik 1 和訳

「海外出張等に係る航空券手配等業務」に受注業者選定に関する公募のご案内

本件での航空券手配等業務受注業者選定のコンペの注意事項は次の通りです。

- 1) 航空券は発注者が指定した職員のみが行えるものとします。
- 2) 受注者は発注者の航空券購入に関する問い合わせに対して、少なくとも2パターンの最適なルートを選択し、見積書を発注者にご提出ください。
- 3) 提案を受けたルートと価格を発注者が承諾する場合、電話または電子メールで予約の依頼を行います。
- 4) 発注者との約束期日（予約確定日までに）までに、受注業者は航空券を発行し、発注者に納品します。航空会社が割引キャンペーンを実施している場合、受注業者はその情報を発注者に告知する義務があります。
- 5) 予約変更、キャンセルが発生した場合、発注者は航空券発行前に受注業者に通知する責任を負います。
- 6) 受注者は、発注者に対して予約変更やキャンセルがないかについて確認ができますが、それは必ずしも行う必要はありません。
- 7) 受注者が発行した請求書に基づき、発注者は3日以内に代金を支払います。
- 8) 発注者キャンセルが発生した場合、受注業者は航空会社にキャンセルを行い、その際、払い戻し金がある場合は、それを差し引き、さらに差額がある場合は発注者が負担するものとします。発注者が、その他のオペレーションコストも負担する場合は、当該航空券の価格を超えられません。
- 9) 受注業者は、半年ごとに発注者への航空券の販売の現況報告書を作成し、発注者に提出する義務を負います。

以上